

手続きの仕方

学習塾等受講料助成事業 ～1万円を上限に半額補助～

①10月末までに
保護者→教育委員会

①申請書（様式第1号）の提出（郵送可）

〒901-2407 中城村字安里190番地
中城村教育委員会 教育総務課 学校教育係 まで

※添付資料を忘れないようご注意ください

②11月初め頃までに
教育委員会→保護者

②教育委員会から決定通知書の送付

※決定通知書が届きましたら

③11月末日までに
保護者→教育委員会

③請求書の提出（様式は決定通知書と一緒に送付します）

保
護
者

教
育
委
員
会

添付資料

- ・学習塾からの領収書（原本）または月謝袋の写し等
- ※各月の受講料が分かること
- ※入学金、教材費は含めない（通信教育は教材費のみでも可）

- ・1回目×切
11月末日（8月分～11月分）

- ・2回目×切（最終）
3月15日（12月分～3月分）提出期限厳守

- ・助成金は4か月分をまとめて請求していただくようお願いします。
- ※注意 事情により早めの助成を希望される方については1か月分からの請求も受付いたしますので、教育委員会までご相談下さい。

④審査・助成（指定口座へ振り込み）

振込予定日 1回目：12月末日までに 2回目：3月末日までに

問合せ先 中城村教育委員会 教育総務課 永山、伊佐
TEL:895-3276 FAX:895-6353